

# 講演

## 道路工事の執行に就いて

道路改良會理事 社會局長官 長岡 隆一郎

第二回道路職員講習會に於きまして道路工事執行に關す

る卑見の一端を開陳する機會を得ました事は私の光榮に存

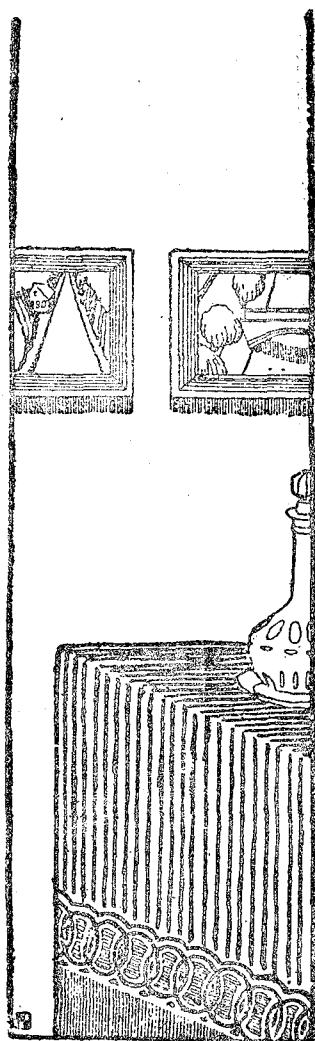
するところで御座います。たゞ私の以下申述べます事は全く自己一個人の私見に留まりまして、主管官廳の有權的解

釋とは何等關係がありませぬから、此の點は誤解のないやう豫め御諒承を願つて置きます。

### 一 工事の請負

工事の請負に就いて自分の意見を申述べたいことが五つほどあります。

第一に御注意したいことは、一二三の府縣多數の市役所町村役場に於て、大正九年十一月内務省令第三十六號「道路



「工事執行令」の存在を、全く氣の付かず居る所があるといふ事であります。御承知の通り府縣又は市町村に於いて府縣費若くは市町村費を以つて執行する工事に就いては、工事執行に關する規程若くは工事請負に關する規程が、從前より即ち大正九年以前よりあつたのであります。右道路工事執行令の施行と同時に、道路橋梁工事に關する限りに於いては、其の府縣市町村の規程は效力を失つたものと見なければならぬ。勿論道路工事以外即ち府縣費を以つて施行する河川工事であるとか、砂防工事であるとか、又は府縣費及び市町村費を以つて施行する建築工事等に就いては、今申す内務省令第三十六號道路工事執行令の適用はありません。府縣若くは市町村に於ける從前の規程も其の適用があると申さなければならぬ。又道路橋梁に關する工事に就いても、右の内務省令の規定と矛盾せざる範圍内に於いては、或は同省令の施行細則と見られることもありませう。けれども明に同省令の規定と矛盾して居る府縣令若くは市町村條例規則は今日に於ては、内務省令の規定と

矛盾して居る部分に就いては效力を失したものと解釋しなければならぬ。然るに吾々が實際府縣廳市役所町村役場に於て事務を視察して書類を拜見すると、大正九年十一月内務省令の發布があるに拘らず、依然として從來の府縣令若くは市町村條例規則の規定に依て、道路橋梁工事に關する請負契約を締結して居る例が尠くないのであります。これは明に違法であるのみならず、多くの場合に於ては或は契約の形式に就いて、或は契約保證金の納付に就いて、或は工事遅延の際に於る違約金の徵收金額に就いて、甚しく請負人に利益となる契約を結んで居るのであります。一例を挙げるならば、同省令第六條第二項に於て「道路管理者ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市區町村ト請負契約ヲ締結スルコトヲ得ス」といふ規定がある。立法論として此の規定が良いか悪いかといふことは、私にも自分一個の意見はあります。それが別問題として、兎に角斯の如き規定があるに拘らず、何等特別の事由が無いのに町村と請負契約を結んで居るといふ實例を見ることが専くないのであります。此

の如きは、之を知らずして爲して居るものとすれば不注意の譏りを免れませぬ、又之を知つて爲して居るものとすれば、法規を無視した穩かならぬやり方であると申さなければなりません。

第二に隨意契約に關する私の意見を申述べて見たいと思ひます。私は隨意契約そのものに對して、決してこれを不都合なるものとは考へて居ない、道路工事執行令第五條にも、立派に隨意契約を爲し得る場合を列記してあります。私は隨意契約そのものを不都合なるものとは思つて居ないのみならず、或る場合には隨意契約は一番便利であるとさへ考て居ります、即ち當局者も技術者も何れも清廉潔白な人物であり、請負人亦正直誠實な人であれば、隨意契約くる便利なものはないと考へてゐます。わざぐ無駄な手數をして公入札をしたり指名入札をしたりする必要は全然無いとも申されます。併ながら當局者と請負人との間に情實結託の行はれる場合を想像致しますと、隨意契約のごとく弊害の甚しいものはない、かるが故に道路工事執行令

の第五條には、隨意契約に依り得る場合を極めて狭く限定してあるのであります。然るに工事豫定價格二千圓以上の府縣道、工事豫定價格五百圓以上の町村道等の工事にして他に何等の理由なきに拘らず直に隨意契約にして居る所が多いのである、場所の名は申しませぬが之は私が實際府縣廳市役所町村役場の事務を視察して自ら澤山發見した事實であります、殊に怪しむべきは、道路工事執行令第五條第一項第二號の規定に依り、急施を要し競争入札に付するの暇なしと認め、隨意契約を締結した請負工事の書類を點検致しますと、工事契約の日附と工事着手命令の日附との間に、數ヶ月の期間を隔ててあるやうな書類を發見したことが妙くない、斯かるものを急施工事なりと稱して隨意契約を爲すを以て、果して公明なる處置と見ることが出來ませうか、又例へば同省令第五條第一項第三號の規定に依り、公入札に付するも落札人なしとして、最低入札者たる請負人と隨意契約を締結して居る場合が甚だ多い、第一回の公入札の書類を見ても、第二回の公入札の書類を見ても

入札人はいづれも工事豫定價格の二倍以上の入札をして居る、甚しいのは三倍に近い入札をして居る、従つて何れも入札が不結果に了つて居る、然るに第一回、第二回に於て二倍三倍の入札をした請負人と隨意契約を結ぶ書類を見ますと、同一請負人が前の公入札の際に於ける入札價格の半額以下の金額を以て請負契約を結んで居る場合が甚だ多い、是は常識を以ては殆ど判断し得ざる現象である。甚しきに至つては數人の請負人が郡に依り若くは持場に依つて工事を適宜に分配して、常に公入札を不成立に了らしめ順次に隨意契約を結び不當なる利益を彼等の間に分割して居るところがあります、此の如き弊害は適宜の方法を講じて速に芟除すべきものであります。假令當局者の心事に於て公明を缺くものなしとするも、請負人の此の如き我儘勝手なる行爲を放任して不當に公費を貪らしむるに於ては此の如き當局者は無爲無能なりとの批評を甘受しなければなりません。

適法の隨意契約を結ぶ場合に於ても、成べく一人以上の

當業者より見積書を徵し、其の最低價格の者と契約することは、當然なことゝ考へるのであります。が府縣廳市役所町村役場の書類を拜見すると多くの場合に於てはさうではない、土地に信用ある請負人が多數あるに拘らず、常に同一請負人から見積書を徵し是と隨意契約を締結して居る場合が尠くないのであります。殊に吾々が不思議に思ふのは工事の設計金額即ち工事豫定價格と請負人の見積價格との間に一厘一毛の差違の無い場合が専くない、請負人にして千里眼透視眼を有せざる以上は此の如き場合に於ては、豫定價格の秘密が守られざりし事は、火を賭るよりも明かな事であらうと思ふ。之を當局者に質問すると、多くの人は如何にしても豫定價格で請負ふものが無いから已むを得ず豫算を内示し實際金が無いのであるから、是非之れで引受けて呉れと頼むやうにして契約をするのであると辯明されま。然し此の如き辯明は信を措き難い事が多く、假令之れを信なりとしても、私は甚だ感服致しかねる、此の如き威信を失墜する如きやり方で現場の監督が嚴重に行はれ得

るとは何人にも信ぜられぬ、豫算が無理であるならば潔く設計の誤を自覺して設計をやり直すが宜しかろう、又豫算に無理がないと信するならば何故に他の請負人に入札せしめ若くは直營を以て工事を施行しないのでありますか、請負人に頭を下けて工事を引受けて貰ふと云ふ其の心持自身が私には感服致しかねるのであります。尙ほ甚しいものに至ては、請負人より隨意契約に關する見積書を徵取することなく豫算一ぱいで常に同一請負人と契約を結んで居るところがある、斯の如き取扱を爲す以上は、如何なる正直なる請負人と雖も、豫定價格より低い價格を以て工事を請負ふ馬鹿がありませうか。(尤も此の最後の例は郡制廢止前郡役所の土木工事の執行に於いて發見したものであります)

○次に隨意契約に依て生じたる弊害の甚しき實例を二三申上げますれば某市役所に於ては大正八九年の交或事情に依り殆ど全部の土木工事を隨意契約に附して居りましたが偶々大正九年九月或事情に依り同市内某地點車道アスファルト鋪設跡木塊舗設工事を競争入札に附したことがありま

す、其の設計金額を見ますと金拾萬六千三十五圓の工費の内セメント其の他の現品供給額を除きますと工事豫定額は金四萬七千百七十五圓十七錢一厘であります、然るに大正九年十月五日公入札の結果を見ますすると僅に金壹萬八千百三十圓則ち豫定價額の約四分の一を以て落札して居りますて、而も工事は設計通りに竣工したのであります、此の邊の裏面に如何なる事情が伏在して居たか夫れは私には判りませぬけれども、結果より見まする時は如何に設計金額が非常識に過大であつたかを想像するに難くありません、此の工事の如き若し常例の通り特殊の請負人と隨意契約を致して居りましたならば實に差額金參萬六千餘圓の市費を空しく徒費するところであつたのであります。

私は某縣の警察部に於て警察電話架設の狀況を調べて見ましたが、此の縣に於ては電柱其の他工事材料一切を凡て同一人たる材木商にして消防小頭たる某より買入れ而も某の提出した見積書の提出年月日と同一日附を以て購入する起案が出來て居るのであります。何が故に縣の規程を無視

してかゝる亂暴なる取扱を致したかを主任の警部に質問して見ましたところ、單に當時の上局より天降りに命令されたから機械的に起案をしたと云ふ以外に何の辯明もできませぬ、其の後警察部長が更迭して、新任の警察部長は、縣の規程通り公入札の手續を致しましたところ、大正十一年の工事に就いて見ると、工事豫定價格四萬六千二百七十七圓に對し落札決定額は僅に金二萬九千九百十七圓であります

て、差引金一萬六千三百五十三圓を剩して工事が竣成して居るのであります、之を單價に就いて見ると、電柱の杉材長さ二十二尺末口五寸のものが前回隨意契約の際は一本十二圓で納入されて居るのに、其の後材價に於て殆ど變動がないにも拘らず、公入札の際には僅に一本七圓の安價を以て納入されて居るのであります、此の問題に就ても私は決して裏面の事情を邪推致するものではありません。然し乍ら縣の規程を無視して單に一人の特定せる請負人より提出した所の見積書の單價を其の儘査定もせずして購入し、更にその見積書の單價のみを基礎として翌年の豫算を計上したる

此の縣の從前のやり方は穩當なりと考へることは出來ないのです。此の如き實例は他にも澤山私は材料を持っていますが時間を省く爲に此の際多くは申上げませぬ、唯繰返して言ふならば、私は隨意契約そのものは決して悪いとは申しませぬ、唯斯の如く法規に違反し、不當に請負人を庇護するところの隨意契約は悪いものであるといふことを申上げるのみであります。

第三は請負契約の期限に關する問題であります。申す迄もなく契約の期限は、契約の内容の主要なるものでありますから單に契約の金額のみを見て其の契約の適否を判断することは出来ませぬ、契約期間が永ければ安い人夫を使ふことが出来るし、又安い工事材料を買ひ集めることも出来ますけれども、之に反して工事の期間が短ければ一時に多數の人夫を集める爲に高い人夫賃を拂はねばならぬし、又工事材料も値段に拘らず買調へなければなりません。一言に申せば、工事期間が短ければ短いほど工事費を多く要するといふことは、素人の常識を以ても誠に看易い道理で

あります、私の視察した府縣の中では、工費金額を基礎として大體竣工期限の内規を表にして規定して居る所があります、更に之を道路工事・橋梁工事、建築工事等に細別して竣工期限の標準を定めて居る所もあります。かかる機械的の準則を設ける事の可否は別問題と致しまして、折角規定があつても其の内容は如何かと思はれるところもあります。東京附近の某縣に於ては一萬圓未満の土木工事の竣工期間を一年と定めて居る、此の縣の如き四季工事を行ひ得るところに於て、かかる長期の竣工期限を定めてあるのは甚だ永きに失するやうに思はれます。凡そ工事の竣工期限は過去の直營工事の経験施工個所の實況その他に照し適當に之を定めることは決して困難な事ではなからうと信じます、然るに或る府縣市に於ては、工事契約の伺を起案するに方り、工事竣工期間を書類に明記せず、單に甲工事は金何萬何千何百何十何圓を以て乙請負人と隨意契約締結相成可然哉と云ふ案を起し、内務部長、知事又は助役市長の決裁を經て其の執行に際して土木課の技術者と請負人と相談

して、勝手に契約期間を契約書の本書に記入して居るところがあります。此の如き亂暴なる起案に盲ら判を捺す知事内務部長等が事務にくらい迂闊である事は申も迄もありますが上司の事務に暗いのに乘じて越權なる執行を敢てする者も亦責任ありと云はなければなりませぬ、かく申せばとて私は徒に請負人を虐めよといふ意味に申するのではない、請負人は營業を致して居るものである、而もなかなか面倒なる營業をして居るものである、損を覺悟して工事の請負をする馬鹿は恐くは餘り天下にありますまい、適當なる利益を請負人に得せしめるといふことは之は固より當然であります、請負全額の過少を期する事は寧ろ却て避けなければなりません、此の如き無理をすれば其の無理は必ず工事の出來形に現はれて來ると思ふ。私は單に不當なる庇護を請負人に與ふる事を以て不當なりと言ふに過ぎないのであります、工事の請負期限は工事請負金額と共に之を契約案に明記して上局の決裁を受けることが當然であると信ずるのであります。

第四は契約保證金のことであります。道路工事執行令第

十三條に「請負人ハ請負金額ノ百分ノ十以上ノ契約保證金を納付スヘシ但シ指名入札又ハ隨意契約ノ方法ニ依リ請負契約ヲ締結スル場合ニ在リテハ之ヲ減免スルコトヲ得」と規定してあります。此の規定に依て明である如く、指名入札の場合に於ても隨意契約の場合に於ても、原則として工費の一割以上の請負保證金を納付せしめるのが當然でありまして、若し特殊の場合に請負保證金を免除し、若くは輕減する必要がある際にはそれは例外の場合として減免の事由を明記し知事、部長なり市長助役なりの決裁を経るのですが、當然の手續であると思はれるに拘らず、私の實際見た書類を例に取つて申しますれば、契約保證金は公入札の場合に取るものである、指名入札若くは隨意契約の場合には之を取らぬのが原則であると、斯様な誤信の下に、何等の手續をも履行せずして土木の主任限り又は土木課長限り之を減免して居る事例が甚だ多いのであります。之は單に手續上の問題のやうではあります、が私は事務上の一つの缺陷なりと

信ずるのであります。

第五は單價契約の事であります。是は私も澤山の實例を發見したと云ふ次第ではありませぬが、往々にして長期に涉る上水道下水道工事執行の場合、又は長期に涉る人夫請負の契約の場合に於て、二三其の例を見たのであります。一例を挙げますと、某市下水工事に於て大正九年八月十七日汚水處分工場用足尾坑内廢石割栗石一坪單價四十七圓九拾圓此總量二千坪也則ち計金九萬五千八百圓を隨意契約に依り某請負人より購入するに方り、契約面を金九萬五千八百圓と表示せずして、單價金四十七圓九十錢也、但數量二千坪として表示し三錢の收入印紙を貼用して契約を締結して居るのであります。此の如き小策小細工を弄しました原因は請負人の依頼に依り保證金九千五百八十圓の納入を免除してやる爲と又收入印紙金四十二圓九十錢の貼付を免れしむる爲にやつた次第であります。此の如きは單に穩當とか不穩當とかいふやうな問題ではない、明に印紙稅法違反を敢てして居るものであります、明瞭に法網を潛て迄も請負人

を庇護する當局者の心事は、果して公明正大なりと言ふ事が出來ませうか、私は聊か疑なきを得ないのであります。

## 二 工事の執行

次に工事の執行に關して申述べたいことが五ばかりあります。

第一は工事材料の検收であります。私の乏しい經驗に依りますと工事執行に關する不正行爲は多く検收に際して行はれ而も此の不正行爲は後に至つて發見することは不可能である、若くは不可能に近いほど困難であります、契約に附屬して居る見積に表記してある單價が高いとか安いとか云ふことは、觀方に依ては實に末の又末の議論であります。單價を如何に査定致しましても、工事材料の検收に手心を加へたならば實は何にもなりませぬ。即ち其の品質に於て、將た又其の數量に於て嚴重なる監督を加へられない以上は、不正行爲は其の間に自由自在に行はれ得るのであります、而も一旦検收が済んで其の材料が工事に使用され

た以上は、如何に敏腕なる検査官と雖ども後日に於て之を發見することは決して容易なる業ではありません。例へば砂利を幾立坪か購入して検收を終り之を道路面に撒布したと致しますれば、假令後日に於て其の品質又は數量に就て疑ひが起りますても、最早や之を立證する方法があります。御承知の如く砂利の如きものは路面の軟い所に撒布すれば直に土中に埋まるし、又路面の固い所に撒布致しますれば荷馬車等の爲に碎かれてしまひます。後日に至て其の品質が何であつたか其の數量が何程であつたかと論じて見たところで水掛論に終る外はないのであります。之と同じく已に焚いてしまつた石炭の品質數量や已に埋設してしまつた鐵管の規格や、又已に配合を終つたセメントの品質等に就て後日に至て騒ぎ立てゝ見たところで、是は所謂後の祭であります、此の如く検收は重要な意義を有するものでありますから、多額なる材料を検收する際には、必ず信用ある吏員と立會せることが必要であらうと考へます。然るに多くの地方廳に於ては多量なる且つ多額なる材料を

検收せしむる場合、下級の工事現場監督員をして之に當らしめ、之に放任して居るのであります。私は敢て現場監督員を疑ふものではない。併ながら橋梁工事の如き或は建築工事の如きは、通常着手より竣工までに長期間を要するものでありますから、現場監督員は往々請負人と眞懇になり勝ちのものであります。假令現場監督員に於て不正の心が無いとしても、請負人に泣かれて検査を勵行し難くなる場合が少くない。私は高價なる材料を一時に多量検收する場合には本廳土木課員少くとも土木管區員が立會をするのが當然であるうと考へます。僅ばかりの工事材料ならばいざ知らず、高價多量の工事材料の検收を年少薄給なる現場監督員に一任する如き危険なる方法には贅成致しかねるのであります。

ます、殊にセメントの如き人工的製品に在りましては、同一製造會社に於て同一材料を使用し、同一方法を以て製造致しましても、尙ほ且つ製品に差異を生ずることを免れないのです。ありますから、之を多量に使用する工事に於ては單に信

用ある會社の製品なるが故に検査を省略する如きは、甚だ危險であります。殊に上下水道工事に使用するセメントの如きは最も嚴密に検査しなければなりません。通常は外況、凝結時間、耐伸強、紛末程度、膨脹性、龜裂、比重及び灼熱減量を一週間検査するに過ぎませぬが、設備にして許し得るならば化學的検査及び耐壓試験をも施行するのが安全であると思ひます。セメント會社の中には仲々狡い會社がありまして、無試験納入を許す官公衙には他官廳の不合格品を流用して納入すると云ふ噂もある位でありますから、某會社の製品は信用があるから試験をせんでも安全であると考へる如きは餘りに人のよ過ぎる誤であります。

第二に申したいのは工事材料の受拂に關することであります。

工事材料受拂の監督に就ては、兩極端の方法が行はれて居るやうに考へられます。或る地方に於ては書類の上の整理を非常にやかましく致しまして、現場監督員に工事材料受拂簿を持たせ、何月何日何處の工事現場に如何程の工事材量の、どの種類が搬入せられ、而して何月何日に其の中

の、幾何が如何なる工事箇所に使用せられたといふことを、詳細に記入させまして、何時現場へ行ても、工事材料の残高がどの位あるかといふことを、帳簿に依て明瞭にさせて置くのであります。其の理由は工事に使用する材料の出納を現場の帳簿に依て逐一明瞭にして置くにあらざれば、設計通りの完全なる工事を施行することが出来ないのみならず、設計の過誤より生ずる工事材料の過不足を明かにし又はその材料の紛失等を防ぐことが出来ない。殊にセメントのときは、設計通りの配合を致しましても多少の残餘を生ずるのが普通であるから、一々詳密なる記載を爲さしめる必要があると云ふのであります。然し又他の地方に於ては現場監督員をして徒に帳簿の整理に没頭せしむることは宜しくない、帳簿の記載に時間を要すること多ければ、夫れだけ現場の監督を不充分ならしめる虞がある、苟くも現場監督を疑ふならば、其の人を替へるが宜しい、之を信用する以上は帳簿の整理などをやかましく云はずに、其の暇を以て工事の實地監督を周密にせしむる方が得策である。加之、

現場監督が監督者をごま化すつもりならば虚偽の帳簿を作て記載の表面を揃へる事は極めて容易である。先づ出來形を見て不都合が無ければ、所要の工事材料は設計通り使用せられたものと推定して差支ないと云ふのであります。之等は畢竟意見の相違でありますから、私は唯今一概に甲は是なり乙は非なりと云ふ風に批評は致しませぬが、凡そ工事には複雑なものもあり又簡単なものもあり、材料には高價なものもあり、又安價なものもありますから此の邊を然るべき御斟酌の上、工事材料の受拂に就て適當なる監督方針を御定めになる事が必要であらうと存じます。

第三は工費内渡のこととあります。之に關する道路工事執行令の規定は甚だ簡單であります、第二十四條に「道路管理者ハ請負人ニ對シ工事ノ出來形ニ相當スル金額ノ十分八以内ノ假拂ヲ爲スコトヲ得」と規定してあるに過ぎません。請負人の中には、高利の金を借りて之を運轉して居る者も少くないのでありますから、工事の出來形に應じて工費の内拂をすることは、場合に依り已むを得ない事と考

へますが、之も約そ工費金額に制限のあるものでありますて、僅百圓や二百圓の工費に對して内拂をやりましたならば、係員は其の煩に堪へぬことと思ひます、地方廳に依りましては細則なり内規なりに依て内拂を爲し得る工費の最小限度及び内拂の度數、又は出來形何分以上にならなければ内拂をせぬといふやうな規定を設けて、之に依て公平なる取扱をして居られる所もあります、併ながら地方に依りましては何等の規定なくして單に係員の手心により、特殊の請負人に限り恩惠的に且つ不公平に内拂を認めてやつた爲めに面白からぬ情弊を生じたと云ふ事も聞いて居ります。殊に内拂を爲すに方ては、技術者の出來形調書を要することは自明の理であると思ひますが、往々にして此の證明なくして内拂をして居る實例があります。工事が竣工して工費の全額を支拂ふ場合には、技術者の竣工検査復命書を要することは素より當然でありますて、之なくして工費を支拂つたといふやうな、亂暴な例は今まで見た事はありませんが假拂に際しては往々にして技術者の出來形證明書を徵

せずして支拂を爲して居る實例があります、是は私は甚だ不穩當なやり方であると思ふ、假令成文法に規定がないとしても此の位の事は常識上當然判り切つた事であります。而も其の調書たるや現場監督が内拂請求書の肩に認印したとか、單に何分形竣工したものと認むと云ふ如き簡単なものでは不充分と思ふ、使用されたる工事材料、勞力費其他を詳細に調査して金額を算出したものでなければならぬと私は考へて居るのであります。

第四に申上げたいのは工事竣工期限と違約金の問題であります。道路工事執行令第十九條には「請負人天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ契約期間内ニ工事ヲ竣工スルコト能ハサルトキハ道路管理者ニ期間ノ延長ヲ求ムルコトヲ得」とあります。此所に所謂「其ノ他正當ノ事由ニ依リ」といふことは、私の解釋としては、天災事變に準すべき場合を指すのであつて、濫に之を廣義に解釋すべきものではないと信じます。然るに地方に依ては往々之を非常に廣義に解釋されまして、例へば農繁時期に付き人夫を集まるに困難

を感じ候云々」とか「昨今雨天勝にて工事豫定通り進捗仕  
らず候に付云々」とかいふやうな理由の下に延期を認めて  
居る所があります、雨が降るといふことは天災でも事變で  
もない、又天災地變に準すべき事由にもなりません。殊に  
梅雨期にかかる工事に於ては、當初契約の際に相當の斟酌  
を契約期間に加へてある旨でありますから、かかる薄弱な  
理由の下に延期を許すのは面白からぬ取扱振りと思はれ  
ます。かかる放慢なる取扱を爲す地方に於ては契約期間は  
全く空文に歸して工事は延期に重ね、如何に請負人  
の云ふなり放題になつて居るか書類の上に、よく現はれ  
て居るのであります。さり乍ら理由は假令あやふやでも延  
期の手續を履行して居る所はまだ宜しい。もつと甚しい所  
になると何等形式上の手續を履行せずして、事實上期間内  
に工事が竣工して居らざるに拘らず、其の儘技術者限り若  
くは主任者限り默認されて居る所が案外に多い。省令第二  
十條には「契約期間内ニ工事竣工セサルトキハ遲延日數一  
日ニ付請負金額千分一ノ違約金ヲ徵收ス前項ノ違約金ハ請

資金額中ヨリ之ヲ控除ス」とありますから第十九條の規定  
に依り道路管理者から期間延長の許可を許されざりし請負  
人は其の契約の對手方たる道路管理者に對して、違約金を  
支拂ふ義務を負ひ對手方は之を徵收する權利を生じたと見  
るべきものであります。夫故に此の權利を放棄するに就て  
は府縣會又は市會の議決を経なければならぬと思ふ。私の  
此の解釋に就ては反對説もありますが、少くとも理事者限  
り其の專斷を以て此の權利を放棄できぬと云ふ事だけは明  
であると思ふ。然るに驚くべし或る地方に於ては府縣知事  
又は市長の決裁すらも取る事なく、主任者限り又は技術者  
限り之を其の儘默認し竣工期限を過ぐること數十日に至  
て竣工届を受理し形式的の竣工検査を致し平然として契約面  
通りの請負金額を支拂つて居るところがあります。尙ほ私  
が土木の書類を見て不思議に思ふのは請負契約に關する他  
の部分の書類は凡て處務細則の規定に依て文書掛に於て受  
付けられ收受月日の判が押捺してあるに拘らず、竣工届だけ  
は文書掛を經由せず、從て收受の月日不明なることを往

往にして發見する事であります。主任の人は此の届は請負人が直接土木課に持て來ましたから文書掛に廻しませんでしたと辯解しますが、之は疑て見れば不思議なことは少しもない。例へば三月三十一日竣工期限の工事の竣工届を四月二十日に持て來たと假定すれば、之を文書掛に受付けければ必ず四月二十收受の判を押捺されるので工事遅延の真相は如何にしても隠蔽する事ができませぬ。已むを得ず文書掛の關門を経ずして四月二十日持參の三月三十一日附竣工届を受理したものと想像する外はないのであります。或は私の觀察を以て餘りに邪推に過ぎたりと評する人があるかも知りませぬが、其の評者と雖ども何故に同じく公文書たる竣工届を獨り私文書を往復するが如き特別の收受を爲すのであるかといふ質問に對し明答を與へ得ざる限り、同じ結論に到達する外はないと信じます。

補助工事に關する會計監督であります。何れの府縣に於ても、市町村の土木工事に對する縣費補助に關する規定は制定されて居りまして之に對する技術上の監督例へば設計

の査定であるとか竣工の検査であるとか云ふ方面は先づ先づ實行されて居るのであります。が市町村工事に對する會計監督が殆ど放任されて居る地方があるのであります。從て町村長等が敢て私腹を肥す目的ではない。其の町村の財政を思ふ心から例へば人夫賃を設計單價以下で事實上支拂て補助費のみを以て工費全部を支拂たとか、或は全額補助以上に補助費の頭をねて、たゞで工事をやつた上に町村で金をもうけたとか云ふ事件を生じ、時として公文書偽造とか、詐欺取財とか忌むべき罪名の下に檢舉されることあるを聞くのであります。願くば府縣に於ても犯罪を未前に防止する爲めに市町村の補助工事に對し出來得るだけの會計上の監督を加へられむ事を切望する次第であります。

### 三 工事の設計

工事の設計は主として技術者の管掌する仕事でありまして、技術に對し何等の知識なき素人が之に干渉する事は斷じて之を謹むべき事は申す迄もありません。技術は神聖な

るべきものでありまして其の素養學問なき者が之に干渉することは、百害あつて一利なき事と信じます。然し乍ら一部局の仕事を引受けて責任の衝に當る人々は技術上の問題であるからと云て責任を全然免れる事はできませぬ、夫れは技師のやつた失敗である。技術上の問題であるから、知事や市長の知つた事ではないと云へたところで世間では到底通用致しませぬ、故に技術者を監督する位置にある人々は出來得るだけ技術上の常識を備へ、技術者の惡意に依て生ずる缺陷だけは少くとも監督して居なければなりませぬ。現に事務に精通して居る知事内務部長等の中には農事水產林業等に就ては相當専門に涉る知識を備へて居らる人も少くない、然るに土木建築等の知識は實際は案外貧弱で全然盲判を押して居る人が多いのであります。以下私の申上げる事は決して技術上の専門知識に涉る問題ではない行政官として素人として心得べき常識の範圍を脱しないつもりであります。

第一に申上げたいのは設計の標準單價及び歩掛りのこと

であります。何れの府縣に於ても工事を設計する技術者の爲に標準單價なるものが定めてある筈であります、是は府縣に依りまして或は府縣參事會の議決を經て定めて居る所もあります、或は知事の決裁を經、内訓の形を以て定めて居るところもあります。形式は如何様であつても標準單價表は設計の基準となるべき重要なるものでありますから、必ず之を定めて置く必要があります。殊に物價の略々安定した今日に於ては、一層重要な意義を有するものであります。現に於ては、一層重要な意義を有するものであります。現に於ては漸次減少して参りました、若し工事の難易とか期間の長短とか、或は材料が得難い事情があるとか相當の理由に依つて、標準單價に據り難き場合に於きましたは、其の個々の場合に就て相當の理由を明にし標準單價を増減するとか、或は歩増するとかいふことは之は已むを得ない事であるとしても、兎に角も其の基礎となるべき標準單價なるものが定めてなければ、監督者は其の設計の當

不當を審査する方法が無いのであります、是は恰も物差しがなくして寸尺をはかるやうなものであります。勿論府縣に於ては、形式こそ異れ單價表は定めてありますて、例へば土工夫、大工、石工等は勿論、砂利、芝類、鐵材、木材等の單價を定めてあるのは素より、馬車運搬基本表、同步掛表、眷運搬基本表、同步掛表、土工歩掛表等其他必要の事項は詳細に規定せられて居るのであります、然るに往々にして數十萬圓の工事を爲す市等に於て何等標準單價表なるもの規定がなく單に技術者の眼分量に依て其の日其の日の單價をきめて設計をして居るところがあるのであります。勿論其の單價の依て來るところを質問致しますと、或は地方の物價を調査して参考にしたとか、或は木材に就ては本場の木材月報を參照したとか、相當の理由はあるやうでありますが、かかる曖昧なる方法を續けて居りますれば不知不識の間に弊害を醸成するやうになる事と存じます、併し假令標準單價の規定がありましても、往々設計書中に故意に單價の關係を不明瞭に書いてある事が尠くありませぬ。例

へば道路工事又は耕地整理等の書類を見ると、例へば「川砂利立坪何十何圓」と書き放しにしてありますて突然現場着の値段のみを現はしてある。而して採取地と工事現場との平均距離の如き必要事項が備考欄に何とも書いてありますねから、單價歩掛表に依て現場着の値段を算出することも出來ず、從て設計工費の當不當を判断することも出來ません。尙ほ甚しい例になると、設計書に單に「コンクリート一立坪何十何圓」と書き放しにしてあつて配合が一、三六であるか、一・二、四であるか、見當がつかない。又現場着のセメント一樽が何圓、同じく洗砂一立坪何圓、同洗砂利何圓と云ふやうな事も書いてない。從て此のコンクリート一立坪の單價と云ふものは何に依て算出されて居るのか全く雲をつかむやうであります、此の如くんば折角標準單價を定めてあつても、單價表と設計書との間の關係を不明瞭にし、兩者の連繫を断ち切つてありますから監督者は之を見ても設計金額の當不當を審査することが出来ない。忌憚なく云へば此の如きものは眞の意味の設計書と云ふ事は

出来ぬと考へます、特に設計書を審査する方に於ては金額の  
總高の大きいものを注意しなければならぬ。例へば道路工  
事等に於ける土坪の如き、其の一立坪の單價は些細なもの  
と致しても、其の總量の夥しき場合には其の總金額も亦巨  
額に上るのは當然であります。然るに之は私の某地方に於  
て見た實例であります、設計書に切土何程盛土何程と表  
示してあるけれども、其の計算の基礎となるべき圖面もな  
ければ、書類もない、之には私も當然と致しました、尤も、  
かかる馬鹿々々しい事例は他にはあるまいと信じます。

第一は設計變更に關する件であります。當初工事の設計  
金額及請負金額に於て甚だ寡少なりとして隨意契約をす  
る、或は競争入札に附し最低人札者と契約をする此形式に  
於いては何等缺點はありませぬが、工事中途に於いて設計  
變更の名の下に著しく工費金額を増加するに於いては實は  
何にもなりませぬ。之は實に甚だ巧妙なる拔道であります。  
今其の著しき一二の實例を申上げますれば某市某所の道路  
修繕工事は工費金一千四百八十四圓を以て面坪千九百六十

七坪五を修繕する設計でありまして、大正八年四月二十一  
日請負人某に請負金額二千百四十八圓を以て請負はせて居  
ります。然るに大正八年六月三十日設計を變更して、増工  
事費金千七百十五圓を増加し、同年八月十三日更に設計を  
變更して金一千六百九十七圓を増加し、同年十一月十日又  
又設計を變更して、金六千四百二十四圓を増加し、結局金  
二千百四十八圓の工費は金一萬二千九百八十四圓になりま  
して、實に當初の六倍に達して居ります。其の設計變更の  
理由は、最初は全面坪の一部に割栗石張をする設計であり  
ましたので、殘部に仕増工事を施行した爲であります  
が、其の請負の單價を見ますと、最初は川砂利一立坪金十九圓  
であつたものが、第四回の設計變更の際には金三十圓五十  
錢になり、割栗石は始め單價一立坪二十七圓であつたの  
が、第四回には金三十六圓に上つて居ります、此の工事の  
裏面に何事もなかつたと致しましても、結果より見ますれ  
ば非常に不經濟な工事費を徒費したこととは明かであります。尚ほ一例を擧げますならば、某市某町の道路工事であ

りまして、家屋取拂跡の地均を致し凸凹を除いて一般通行人及び地先住民の交通の不便及び其の危険を除去するといふ設計であります。大正七年七月請負金額七百七十圓を以て請負人某に落札し、九月二日に着手命令を發して居る所であります。然るに九月十三日に至りまして第一回仕増工事として地先下水新設工事を施行する事として、同一請負人と金九百六圓を以て契約を結んで居りますが、仔細に其の内容を調査して見ますと、前の地均し工事は道路の南側の取據跡に行ふものであります。仕増工事は道路の北側に下水を新設する工事でありますから、個所は同一であるかの如く見えますけれども、事實は所謂仕増工事ではなくして、實は別個の工事であります。斯の如く色々な理由にならぬ理由を附けて、大正八年一月二十九日第二回の設計變更をして金千八百圓を増加し、七月六日至り更に第三回の設計變更をして金一萬三千三百六十三圓を増加し、八月三日至り、第四回設計變更として金千四百五十圓を増加し、十一月二十五日に至りまして、第五回の

設計變更として金八百三十六圓を増加し、大正九年三月三十一日に至り第六回の設計變更を致して金三千三百五十圓を増加し、當初僅に金七百七十圓であつた工事は六回の設計變更を重ねて二萬二千餘圓となり、約三十倍に増加して居るのであります。其の變更の理由は或は面坪を増加したり或は砂利敷を加へて見たり、或は割栗石張を増加して見たり色々とあります。毫も一貫せる方針を認めることができないのであります。殊に理由なくして標準單價より著しく高價なる單價を以て請負はせて居るのみならず、第五回の仕増工事までは材料運搬町數を十町と見積り居り乍ら、第六回の仕増工事に際しては工事個所は材料陸揚個所の河岸に近き部分に移りつゝあるに拘らず、運搬町數を十五町と見積つて居るなど怪しみべき點が甚だ多いのであります。

以上の如きは勿論極端に屬しますけれども、地方に依りましては現場監督が其權限を超て、現場に於て、獨斷を以て、重要な設計變更を行ひ、後に至て追認を求むる如き

慣行のところもあるやうであります。現場監督が指揮を受けずして重要な設計變更を専門する如きは弊害を生ずる源泉となる虞ありと考へるのであります。

#### 四 材 料 の 購 入

凡そ官公衙に於て物品を購入するに際しましては、成るべく生産者又は専門當業者より直接之を買入れる事が利益であつて、其の間に關門が増し、距離が遠くなればなるだけ不利益を増す事は、之は特に私が申上げる迄もなく、常識上割り切つた事であります。然し乍ら、之が理窟通り行かぬことは役所で買入れる物品の中には、分量が少く金高も少く而も種類の甚だ多いものが澤山あります。例へば筆が何本パケツ何個、塵取何個、雑巾何枚、茶碗何個と云ふ如き註文を發するに當て、生産者や専門當業者に見積書を出させ、領收證を持て來いと云つたところが、役所の手續に馴れぬ者は仲々之に應するものではありません。此所に於て役所出入の所謂御用商人といふものが出て來るので、彼等は役

所の手續に馴れてゐるのみならず、役所に必要な品物は如何なる種類のものでも註文さへ發すれば速に取揃へて納入致しますから誠に便利なものであります。今日の實況から申せば、役所が御用商人より物品を買入れることは或程度までは已むを得ぬこと、存じます。たゞ、問題は如何なる程度まで御用商人から買入れ、如何なる程度より生産者又は専門當業者から廣く見積書を徵し又は入札に附するかを判断することであります。相當金額の高いものを買入れる際には成るべく仲介者を介在せしめずして、直接生産者又は専門當業者より購入する事が利益と信じますが、屢々地方に於て見る實例は所謂御用商人より買入れる範圍が餘りに廣きに失することであります。殊に地方の會計規則に於て隨意契約を締結し得べき金額に制限を設けたる場合に巨額の石炭其他を買入れるに當り、之を數回に分割購入して、制限額以内の金額を以て短期間の間に屢々同一商人と隨意契約を結び、表面會計規則に觸れずして、實は情實購入を致して居る事實を發見するのであります。倉庫に

餘裕がなかつたからと云ふやうな辯解を、よく聞きますが此の辯解を信ずるには數回の分割購入の期間が餘りに短期間で御座います。特に鐵類とか機械類とかいふものは假令隨意契約で買入れるにしても、廣く信用ある當業者より見積書を徵するのが當然であらうと考へますが、土地に信用ある當業者が居ること確なるに拘らず、依然として特定の一人より見積書を徵し常に之と隨意契約を結んで居る場合が甚だ多いのであります。尤も見積書を折角徵しましても徵しやうに依ては何にもなりませぬ。私が某市某局で見た實例であります、車掌運轉手の服地を購入するに當つて珍奇なる現象がある。夫れは見積書の日附に常に前後があつて後の見積書は必ず僅ばかり前の見積書より安く、而も後の見積書は必ず御用商人から出したものである事であります。例を以て詳しく述べれば車掌運轉手冬服裏地九千三百

の出した見積書は十一月十四日附一ヤール五十八錢八厘であります。又作業服用淺黃木縫二萬五千三百五十三碼六分、此の價格金一萬九百五十二圓七十五錢を購入する際の書類を見ますると、信用ある専門の大商人の出した見積書は五月一日附であつて一ヤール四十三錢四厘、同じ御用商人の出した見積書は五月十三日附で一ヤール四十三錢一厘であります。何れの場合に於ても御用商人の見積は二厘づつ安く出て居るので、之から購入して居りますが、前後の關係より推定致しますれば、見積書を二人から取つたのは世間體をつくらぶ爲めであります、信用ある大商人より出した見積書を御用商人に内示し、二厘安い見積書を出させたことは明かであります。信用ある大商人は手續上の公平を裝ふ爲めにだしに使はれたことは想像に難くないのであります。

私が或る縣で見た實例であります、大正十年二月小農書を見ると、或る信用ある専門の大商人の出した見積書は、十一月十日附で一ヤール五十九錢であります。某御用商人

が或る縣で見た實例であります、大正十年二月小農救濟の目的を以て、縣は肥料貸付に關する規程を制定致しまして、縣自から大豆粕六萬四十六枚、過磷酸六千三十六

吠を購入し、之を各郡に配當貸付を致しまして、郡長は之を町村に配當して居ります。其の目的は假に適切であつたと致しましても、縣は此の莫大なる肥料を購入するに方りまして縣内に信用ある當業者が澤山あるにも拘らず、是等

に對して廣く公告することもなく、一月二十五日或る一人より見積書を徵し、三月二十七日知事の決裁を経て四月一日請書を徵し、金十二萬八千五百四十二圓四十錢を以て購入して居るのであります。此の如き不穩當なる購入の實例は私は澤山發見して居りますが、時間も乏しい事でありますから、他は省略して置きます。

物品納入の契約に就ても先きに工事請負契約に就て申述べました通り、期間に就て注意を怠て居るもののが少くないのです。某縣に於て築港工事に要するセメント購入の契約を見ますと、之には全然納入期間の記入がない。期間の定めのない賣買契約の効力如何と云ふやうな法律論は此所では致しませぬが、事實は當業者は相場の安い時を選むで納入致して居るのであります。私は一介の腰辨で商機

に關する智識の如きは一切持て居りませぬが、かかる寛大なる契約を結んで呉れる縣を對手として居るならば、私が商人であつても、先づ損をする心配はない事と信ずるのであります。

尙ほ甚しい例を擧げるならば、某市役所に於て大正七年度に購入を要する電車軌道の敷石の總量は五千坪であります。一面坪單價八圓五十錢此の總價格金四萬二千五百圓を以て、某々御用商人四人と連帶責任の供給契約を提結して居りますが、大正七年十一月運賃增高を口實として契約を變更し坪當二圓を増して、一面坪金十圓五十錢として、金千七百二十六圓を増額して居りますが、現品の納入は遅延として進まず、年度末の納入總量は僅に貳千四百六十二坪であります。某縣に於て築港工事に要するセメント購入に請負人に對し、保證金を沒收する事もせず、又契約面の違約金を徵收する事もせず、却て未納數量二千五百三十八坪に對する權利を放棄して契約を打切り、一躍して單價を金十四圓六十錢に引揚げて契約を更新し之を大正八年度購入で納入致して居るのであります。

入の分に加算して居ります。次で大正八年度分の納入を見ますと、年度内の納入は依然として總量の半額にも達せず私の視察致しました當日大正十年一月廿五日に於て、則ち契約期間を遅るゝ事一年に近い當日に於て、尙ほ未納數量五百七十一坪を算するに拘らず、依然として請負人に對しあ何等の處分をも致して居りませぬ。而も大正八年度の契約に係る分にして大正九年度に納入したものは契約書に別段支拂期日を規定して居らざる故を以て九年度の經費より支出して居るのであります。財務規程に依れば、斯の如き支出は契約を爲したる日の屬する年度の負擔に歸すべきものであつて、納入年度の當該科目より支出すべきものではありません。隨つて過年度支出として整理すべきものであるに拘らず、物品納入の日の屬する年度の當該科目より支出して居るのは、省令の規定を無視したる取扱振ります。即ち此の購入方法の如きは不穩當にして且つ同時に違法なるものである。此の如く手厚い庇護を加へらるゝに於ては、私の如き遲鈍なるものが御用商人となつても損を

する虞は先づ無い事と存じます。

序でに不動産買入に關する惡例を附加へて申上げて見やうと存じます。某縣に於て大正九年度に財產費から土木課長の官舍を買入れて居りますが此の一件書類を見ますと實に奇々怪々の事實があります。此の土地建物の原所有者は甲は大正八年十二月八日乙に對して金二萬圓を以て賣却して居りますのに、縣は大正九年六月一日乙より金六萬四千圓を以て之を買入れて居ります。當局の辯明に依りますれば、甲より乙に賣渡す際には登記料をごま化す爲めに證書面を安くしてあるのだと申しますが、四萬圓以上も安くした賣渡證を登記官吏が默認するものとも思はれませぬ。加之大正八年十二月は景氣の好い絶頂であつて、大正九年の春には第一回の瓦落が來て、已に不景氣の風が吹き始めて居たのであります。假令土地の價格の如きは急に下落しないものにもせよ、少くとも、大正八年十二月に比して大正九年六月の方が暴騰して居るとは如何にしても信ぜられませぬ。此の裏面の事情に就て色々聞込むんだ事もあります

が、風評を信じて悪意の推定を致す事は避けなければなりません。私は表面に表はれた事實を事實として申上けるだけに止めますが、縣が直接所有者より買入れずして其の間に第三者を介在せしめた事實と第一回賣賣と第二回賣賣との間に金四萬四千圓の莫大なる差額を生じたる事實とは之を適當と認むる事が出來ないのであります。時間も過ぎましたから、私の話は此の邊に留めて置きますが、話の勢に驅られて、私の非違を擧げることに過ぎたかと考へます。私は決して常に土木事務に此の如き缺陷ありと信する者は毛頭ありません。況や諸君に對し、法網をくぐり惡事を爲す手段を教へる意思で申したのではない。世には此の如き手段を講ずる者もあると云ふ實例を擧げ、諸君が他山の石として、部下を監督する参考に資せられたいと云ふ意味で申上げた次第であります。陳腐なる材料を以て下手の永談義を致しました點は謹んで陳謝致しますが、夫れにも拘らず、諸君が長時間に涉り御清聽下されました段は有りがたく感謝する次第で御座います。(了)

#### ハーチング大統領と自動車

自動車の急速なる普及發達が、鐵道軌道等の他の在來交通機關と競争の情態に陥り種々の問題を惹き起して居る事は世界を通じての新らしい現象である。此の秋に當り北米合衆國大統領「ハーチング」氏が過般米國道路築造協會に於て左の演説を試みて居る。曰く

「言ふ迄もなく吾人は總ての運輸交通機關の完備を圖らねばならぬ例へば鐵道と船舶との連絡設備の改善を遂行し數千萬ドルを授じて開鑿したる運河を活用して收益を擧げねばならぬ。吾人は自動車交通をして鐵道の競争者たらしめず鐵道と共に共存共營する必要缺く可からざる鐵道の營養者又は分配者として其發達に努めねばならぬ。今日自動車の如き有能なる交通機關の利用時代に生を享けて之が活用を忘れる事は甚だ愚の至りである、自動車が直接吾人の生活標準に反影し且つ國家隆替の「パロメタ」たる以上之が爲め生ずる犠牲は忍ばねばならぬと共に、一面には自動車の實用的使用化に就て考慮を拂はねばならぬ、今まで北米合衆國に於ては道路費に莫大の國費の支出を敢行して居るけれども鐵道を廢棄せんとする意味は毛頭ない、何となれば自動車に依る貨物輸送料金が道路築造費に比例したる適當な額としても尙鐵道に依る料金よりも高率であると吾人は信するからである云々」と。